



関連法令に基づく臨床検査室の環境整備ガイド

毒物及び 劇物取締法



【免責事項】

本資料は、ISO 15189 サポートサービスを目的として、行政機関のホームページや法令を参考に作成したものです。
当社は、本資料に掲載されている情報に関するいかなる損害についても責任を負うものではありません。
なお、詳細及び最新情報については、各行政機関のホームページや法令の原文をご参照下さい。

毒物劇物は、毒性が強く、事故が発生した場合、大きな被害を及ぼすおそれがあります。そのため、毒物劇物を取り扱う方々には安全管理対策が求められます。

「**毒物及び劇物取締法**」（略称「**毒劇法**」）では、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締りを行うことを目的とする法律です。

毒物とは

毒物及び劇物取締法別表第一に掲げられる物で、医薬品及び医薬部外品以外のもの。

例 黄磷、無機シアン化合物、水銀、^{ひそ}砒素化合物、^{ふっか}弗化水素、アジ化ナトリウム…等

劇物とは

毒物及び劇物取締法別表第二に掲げられる物で、医薬品及び医薬部外品以外のもの。

例 アニリン、アンモニア、塩化水素（塩酸）、塩素、過酸化水素、キシレン、クレゾール、クロロホルム、^{しゅうさん}メチルエチルケトン、酢酸エチル、^{テル}テル酸、硝酸、水酸化カリウム、水酸化ナトリウム、トルエン、二硫化炭素、フェノール、ホルムアルデヒド、クロム酸塩類（クロム酸カリウム等）、メタノール、臭素、^{ようそ}沃素、硫酸、有機シアン化合物（アセトニトリル等）…等

毒物劇物の取扱上のポイント

購入時

- ◆販売業者より厚労省が定める文書（譲渡書）の交付を受け、必要事項を記入し購入者の印を押して提出する必要があります。また、譲渡書の控えを保存しておく必要があります。
- ◆販売業者から、SDS（安全データシート）の供をうけ、保管・活用する必要があります。
→法第十四条（毒物又は劇物の譲渡手続）

保管方法

- ◆毒物劇物の管理・監督者を決め、取扱上の安全確保についての責任者を決めておきます。
- ◆毒物劇物専用の堅固な設備に保管します（毒物、劇物を一般試薬と一緒に保管しないでください）。
- ◆保管庫には施錠が必要です。また、鍵の管理を徹底してください。
- ◆毒劇物の容器は破損しないよう、転倒防止（ボトルラック等への保管）対策を取ります。
- ◆震災対策として、保管庫には転倒防止措置を講じます。



→法第十一條第一項（毒物又は劇物の取扱）
→施行規則 第四条の四（製造所等の設備）

かぎの管理について

かぎの管理にも十分留意する必要があります。

- ◆かぎの管理者を選任すること。
- ◆かぎの管理者の不在時に備え、あらかじめ代理者を選任しておくこと。
- ◆かぎの管理簿を備えること。
- ◆毒物及び劇物を取り扱う必要のない従業員や部外者がかぎを入手及び使用できないようにすること。また、かぎの管理者又は代理者が不在時においても、同様の管理を実施すること。

→通知 毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について
(平成三十年七月二十四日薬生薬審発七百二十四第一号)